

適格請求書等保存方式（インボイス制度）について（令和5年10月1日～）

適格請求書等保存方式（インボイス制度）は、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式です。

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の下で、仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、一定の事項を記載した帳簿と、「適格請求書発行事業者」が交付する適格請求書（インボイス）等の保存が必要となります。

なお、簡易課税制度を選択している場合や2割特例を適用する場合には、課税売上高から納付する消費税額を計算することから、適格請求書等の保存は、仕入税額控除の要件ではありません。

適格請求書の記載事項

適格請求書に必要な記載事項は以下のとおりです。

- 【記載事項】**
- 下線の項目が、区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。
 - 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、**適格簡易請求書**を交付することができます。

適格請求書

- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 取引年月日
- 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- 税率ごとに区分した消費税額等*
- 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

適格簡易請求書

- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 取引年月日
- 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- 税率ごとに区分した消費税額等*又は適用税率

請求書 △△商事(株)

登録番号 T012345...

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

△ 軽減税率対象

領収書 スーパー○○

登録番号 T123456...

XX年11月30日 東京都...

ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
10%対象		¥550
お預り		¥1,000
お釣		¥126

* 軽減税率対象

適用税率又は消費税額等のどちらかを記載 ※両方記載することも可能

※ 様式は、法令又は通達等で定められていないため、必要な事項が記載されたものであれば名称を問わず、また手書きであっても、適格請求書に該当します。

※ ⑤の「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理は、一の適格請求書につき、税率ごとに1回となります。なお、端数処理の方法は「切上げ」、「切捨て」、「四捨五入」など任意の方法で行うことができます。

適格請求書発行事業者の登録を受けた場合《売手としての留意点》

適格請求書発行事業者は、課税事業者の求めに応じて適格請求書を交付し、その写しを保存しなければなりません。また、基準期間における課税売上高が1,000万円以下となっても、消費税の申告が必要です。

仕入税額控除の要件《買手としての留意点》

仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、一定の事項を記載した帳簿及び適格請求書等の保存が必要です。免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることはできません。

ただし、令和5年10月1日から令和11年9月30日について、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

<仕入税額相当額の一定割合>

- ・令和5年10月1日から令和8年9月30日まで……80%控除可能
- ・令和8年10月1日から令和11年9月30日まで……50%控除可能

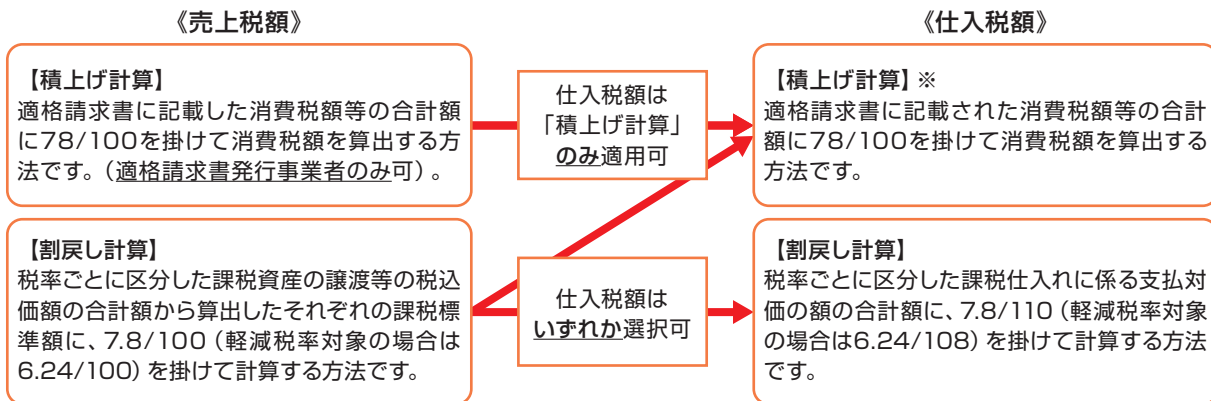
※ 経過措置（80%控除・50%控除）による仕入税額控除の適用に当たっては、適格請求書発行事業者以外の者から受領する区分記載請求書と同様の事項が記載された請求書等の保存と、この経過措置の適用を受ける旨（80%控除・50%控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要です。

※ 基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者は、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間、税込み1万円未満の課税仕入れについて、一定の事項を記載した帳簿のみを保存することで仕入税額控除の適用を受けることが可能です（少額特例）。この場合は、帳簿に少額特例の適用を受ける旨の記載は不要です。なお、「税込み1万円未満」に該当するかは、1回の取引の課税仕入れの全額（税込み）で判定します。

■ 税額計算の方法

令和5年10月1日以降の売上税額及び仕入税額の計算は「積上げ計算」又は「割戻し計算」を選択できます。

- ①「積上げ計算」とは、適格請求書に記載のある消費税額等を積み上げて計算する方法です。
- ②「割戻し計算」とは、適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法です。



※ 仕入税額の積上げ計算の方法として、課税仕入れの都度、課税仕入れに係る支払対価の額に10/110(軽減税率の対象となる場合は8/108)を乗じて算出した金額(1円未満の端数が生じたときは、端数を切捨て又は四捨五入します。)を仮払消費税額等とし、帳簿に記載(計上)している場合は、その金額の合計額に78/100を掛けて算出する方法も認められます(帳簿積上げ計算)

※ 仕入税額について「積上げ計算」を適用している場合、経過措置(80%控除・50%控除)の適用を受ける課税仕入れに係る仕入税額についても「積上げ計算」により計算する必要があります。

具体的には、経過措置(80%控除・50%控除)の適用を受ける課税仕入れの都度、その課税仕入れに係る支払対価の額に7.8/110(軽減税率の対象となる場合は6.24/108)を乗じて算出した金額に80/100(注)を乗じて算出します(その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切捨て又は四捨五入します。)

なお、本経過措置の適用を受ける課税仕入れを区分して管理し、課税期間の中途や期末において、当該区分した課税仕入れごとに上記の計算を行うこととしても差し支えありません。

(注) 経過措置(80%控除・50%控除)を適用できる期間に応じた割合となります。

令和5年10月1日から令和8年9月30日までは80/100、令和8年10月1日から令和11年9月30日までは50/100の割合となります。

■ 適格請求書発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置(2割特例)について

適格請求書等保存方式(インボイス制度)を機に免税事業者から適格請求書発行事業者として課税事業者になった方については、仕入税額控除の金額を、特別控除税額(課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の80/100に相当する金額)とすることができます。

2割特例は、免税事業者(消費税課税事業者選択届出書の提出により課税事業者となった免税事業者を含みます(注1。))が適格請求書発行事業者となる場合(注2・3)に適格請求書発行事業者の令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、適用することができます。

この制度について詳しく知りたい方は、「2割特例用 消費税及び地方消費税の確定申告の手引き(個人事業者・法人共通)」をご覧ください(この手引きは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)に掲載しております)。

(注1) 適格請求書等保存方式(インボイス制度)の開始前である令和5年9月30日以前の期間を含む申告については、2割特例の適用を受けることはできません。

(注2) 課税事業者が適格請求書発行事業者となった場合であっても、当該適格請求書発行事業者となった課税期間の翌課税期間以降の課税期間について、基準期間における課税売上高が1,000万円以下である場合には、原則として、2割特例の適用を受けることができます。

(注3) 基準期間における課税売上高が1,000万円を超える事業者の方、資本金1,000万円以上の新設法人、調整対象固定資産や高額特定資産を取得して仕入税額控除を行った事業者の方等、適格請求書発行事業者の登録と関係なく事業者免税点制度の適用を受けないこととなる場合や、課税期間を1カ月又は3カ月に短縮する特例の適用を受ける場合などについては、2割特例の対象とはなりません。

■ 適格請求書発行事業者として登録を受けるための登録申請手続

適格請求書発行事業者としての登録を受けるための登録申請手続については、国税庁ホームページのインボイス制度特設サイト「申請手続」をご確認ください。税務署による審査を経て、登録された場合は、登録番号などが通知され、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」において事業者の情報(個人事業者の場合、原則として氏名、登録番号及び登録年月日)が公表されます。

■ 適格請求書等保存方式(インボイス制度)に関する相談窓口について

適格請求書等保存方式(インボイス制度)に関するご相談は、インボイスコールセンター(3ページ参照)や各税務署でお受けしておりますが、その他にも、制度に関する補助金、取引のお悩み、経営など、関係省庁等が連携して各種の相談窓口をご用意しています。

適格請求書等保存方式(インボイス制度)に関する様々なお困りごとについて、どの窓口にご相談すべきかを容易に検索できるよう、相談内容別の相談窓口一覧を「インボイス制度特設サイト」に掲載しておりますので、是非ご活用ください。

インボイス制度特設サイト



基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

申告書(第一表
及び第二表)
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等